

# 面会交流調停を申し立てる方へ

## 1 はじめに

面会交流とは、離れて暮らす親と子どもが定期的、継続的に交流をすることをいい、子どもの健全な成長にとっても大切なものです。

別居中又は離婚後、離れて暮らす親は、子どもと暮らす親に対して子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。

## 2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

## 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 対象となる未成年者1人につき1200円
- 郵便切手 合計816円（内訳 82円×8枚, 50円×2枚, 10円×6枚）

## 4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
  - 申立書2通（裁判所用, 相手方用）  
コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
  - 事情説明書1通  
相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
  - 進行に関する連絡票1通  
相手方に読まれることはありません。
  - 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通  
3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 調停進行中の提出書類  
調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。
- 上記□の提出方法
  - 書類を提出する場合には、裁判所用として写しを1通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。
  - 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。
  - 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」

に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステーブラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 5 調停の進行について

- 調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

- 面会交流の調停では、お子さんの利益（将来の利益も含む。）を考慮した解決が求められます。必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間にお子さんの心情や意向などを確認することがあります。
- 何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に、審判手続（裁判官が面会の実施の可否及び面会の内容を判断する手続）に移ります。

### \*一般的な手続の流れ

